

# ニニウ自然の国の和解について

## 【経過】

ニニウ自然の国は、役場から約11km西端に位置し、サイクリングターミナル、キャンプ場、林間学校（旧新入小中学校）等の施設があり、「自然」と「人間」が関わりをもてる原体験の場として、利用されてきました。

この施設の管理、運営は、「株式会社ニニウ自然の国開発公社（第三セクター）」が昭和59年の開設時から携わってきましたが、道道夕張新得線の通行止や道東自動車道の建設工事で施設の休止が余儀なくされ、平成20年度から赤字決算が続いていました。

このため、占冠村では、民間活力を導入した新たな再生を模索することになりました。

サイクリングターミナル、林間学校等施設は、平成19年7月6日に札幌市の榑三角不動産に売却をしました。

キャンプ場等施設は、前述の施設との一体管理を目的に設立された特定非営利活動法人（NPO）U・z・i・n・ニニウ自然の国に平成23年4月1日から3年間の予定で、指定管理者に指定し管理をお願いしました。

こうした中、サイクリングターミナ

ル、林間学校等施設は、再開の目途が立たず、施設の一部が損壊されるという事態にいたりしました。

また、キャンプ場等施設は、業務の遂行と占冠村が求める報告が行われないうことから、昨年3月30日をもって、指定管理者の指定を取り消しました。

これに伴わない土地、建物の明渡と概算払指定管理料の不当利得分の返還を求めておりましたが応じてもらえず、止む無く法的措置による解決に踏み切ることになり、平成24年7月27日札幌地方裁判所に「土地建物明渡等請求事件」として訴訟を提起しました。

## 【訴訟】

### ■請求の趣旨

- ① キャンプ場等施設の土地建物明渡
- ② キャンプ場等施設指定管理料不当利得の返還

このうち①の土地建物の明渡につきましては、昨年10月の弁論準備手続の席上、不動産（公の施設）を占有していないとの理由で、和解が成立し、管理棟、事務所の鍵2種類が返還され解決にいたりしました。

一方、②の不当利得の返還につき

ましては、裁判を継続しておりましたが、その中で裁判所の職権による強い和解勧告がなされ、サイクリングターミナル、林間学校等施設を含めた一体的な解決がはかれることになりました。

占冠村といたしましては、公の施設に係る長年の紛争を早期に解決し、キャンプ場の付帯施設として利

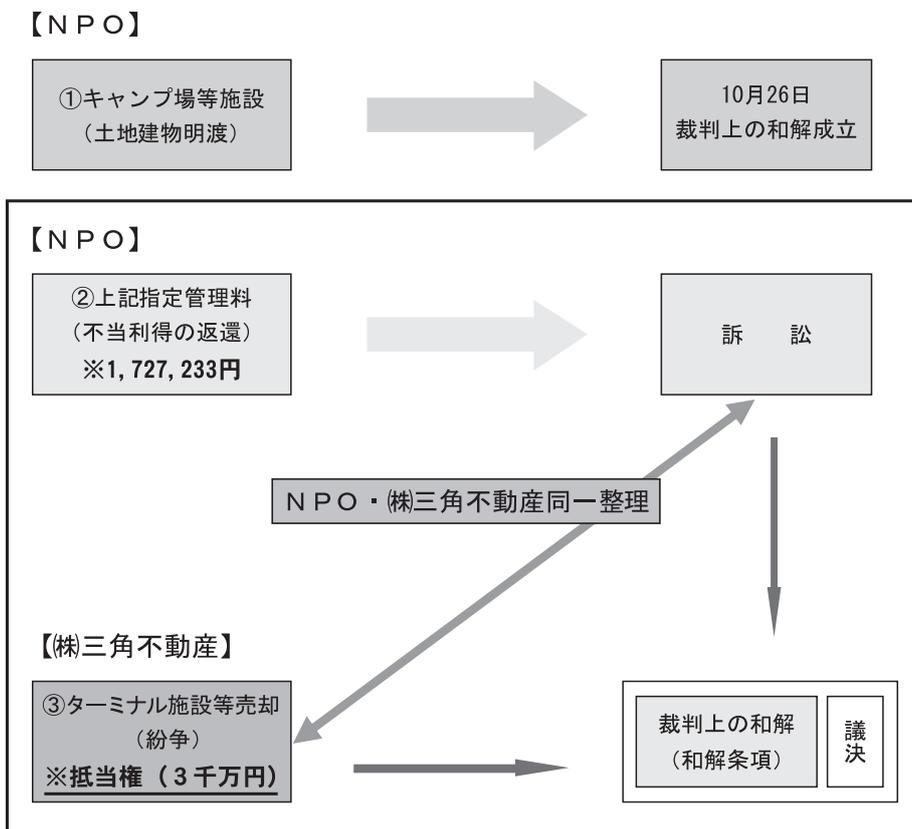
用することが賢明であるとの判断から、こちらも和解に応じることにになり、3月29日札幌地方裁判所で和解が成立しました。

### ■当事者

・ 占冠村（原告）・ NPO（被告）  
・ 榑三角不動産（利害関係人）

## 和解概要

= H24. 7. 27 札幌地方裁判所訴状提出（土地建物明渡等請求事件） =



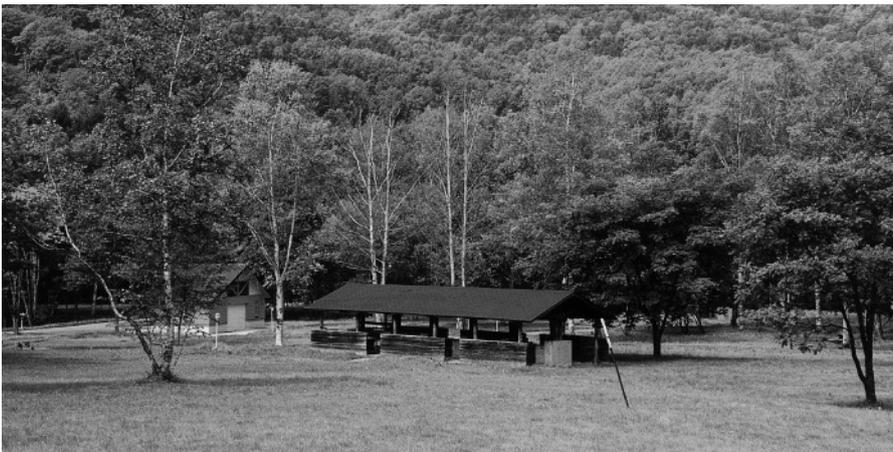
## ■主な和解条項■

- 1 占冠村は、NPOの不当利得請求を放棄する。
  - 2 占冠村は、(株)三角不動産に和解金800万円を4月5日に支払う。
  - 3 (株)三角不動産は、右記入金と引換に抵当権設定仮登記を抹消して所有権移転登記手続を行い、各不動産を現状有姿で占冠村へ引き渡す。(4月10日登記完了)
  - 4 (株)三角不動産は、7月31日までに平成25年度固定資産税953,400円を全額納付する。
  - 5 本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 所期の目的を達成できず、和解金として800万円の財政負担を強いられる結果となり、村民の皆様にも多大な迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。
- 今後は、この訴訟を教訓に公の施設の売却、さらには、指定管理者の選定と業務の執行にあたって、より慎重且つ適正な対応に努めてまいります。

## 【キャンプ場再開】

二二ウキャンプ場等の土地及び建物の明け渡しを受け、今年度よりキャンプ場の運営を再開します。

高速道路が建設されたことにより周辺環境が変わりましたが、二二ウ地区の素晴らしさを引き出し、魅力あるキャンプ場となるよう努めてまいります。



## ヒグマによる事故を防ぐために

野山に春が訪れると、冬眠から覚めたヒグマが活動し始めます。食料の乏しいこの時期、ヒグマにとっては行者ニンニクやフキなどの山菜が、とても重要なエサとなります。

山菜採りやレジャーなどで野山に入る場合は、ヒグマとの遭遇による事故等を未然に防ぐために、次のことに十分注意しましょう。

### ヒグマに出会わないために・・・

- ヒグマの出没情報に気をつけましょう。  
～地元の役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認しましょう。
- 音を出しながら歩きましょう。
- 薄暗い時には行動しないようにしましょう。
- クマのフンや足跡、食べた跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。

### ヒグマに出会ってしまったら・・・

- まず落ち着いて行動してください。特に、走って逃げると追いかけてくることもあり危険です。
- ヒグマを刺激しない  
～ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。
- 持ち物を取られたら、あきらめましょう。

### 注意

野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これは絶対に安全という対処方法はありません。野山に出かける際は、細心の注意をお願いします。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡の痕跡を見つけた場合は、各振興局保健環境部環境生活課自然環境係や地元市町村役場などに、情報提供をお願いします。

### 【お問い合わせ】

- 北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理グループ 電話 011-204-5205 FAX 011-232-6790
- 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係